

母子家庭第3回就業支援講習会

就職に結びつく可能性の高い技能・資格を習得できます。

講習会内容

- ① パソコン お仕事応用（金山・土曜コース）
- ② 調剤薬局事務（名駅・土曜コース）
- ③ ガイドヘルパー研修（栄・土曜コース）

※①③は父子家庭の父も申込可
※詳しくは募集要領で確認してください。

年金受給者の皆さん

『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう！

老齢や退職による年金は所得税法上、「雑所得」として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は課税されません。）

課税の対象となる人には、毎年11月上旬までに日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、かならず提出してください。

- ※平成28年分「扶養親族等申告書」が送付される人
- ・ 65歳未満で年金額が108万円以上
 - ・ 65歳以上で年金額が158万円以上

提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税が多く徴収される場合がありますので、注意してください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

問合せ先 刈谷年金事務所お客様相談室 ☎21-2115

定員 各20人

※定員を超えた場合は抽選

受講料 無料

※教材費・交通費は自己負担

募集期間 10月30日（金）～11月20日（金）

申込・問合せ先

いきいき広場内

介護保険・障がいグループ

母子・父子自立支援員

☎5219871

善意をありがとうございました

（敬称略）

市へ 加藤政義

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。（その年の1月1日～12月31日に納付した保険料が対象）

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務づけられています。

このため、平成27年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方には、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が日本年金機構から11月上旬に送付されます。年末調整や確定申告を行うときに必要となるため、大切に保管してください。

また、10月1日～12月31日に今年はじめて国民年金保険料を納付した方には、来年の2月上旬に送付されます。

※家族の国民年金保険料を納付したときも本人の社会保険料控除に加えることができる場合がありますので、申告の際に確認してください。

問合せ先 ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル ☎0570-058-555

（一般固定電話の場合のみ市内通話料金）

※050から始まる電話の場合 ☎03-6700-1144